三十三銀行　でんさいネット利用規定

第１条（でんさいネットの内容）
本サービスは、契約者が「法人インターネットバンキング」等のインターネットを利用する方法、または当行所定の書類を当行窓口に提出する方法により、株式会社全銀電子債権ネットワークの電子記録債権（以下、「でんさい」といいます。）を利用することができるサービスです。

第２条（業務規程、業務規程細則等）
本サービスの利用にあたって、契約者は、本規定および関連規定に加え、「株式会社全銀電子債権ネットワーク　業務規程（以下、業務規程」といいます。）」および「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則（以下、「業務規程細則」といいます。）」の各条項に従うこととします。

なお、業務規程、業務規程細則の内容に関しては、契約者に事前に通知することなく変更されることがあります。

第３条（当行の業務）
当行は、株式会社全銀電子債権ネットワークとの間の業務委託契約に基づき、次に掲げる業務の一部を行います。

①利用申込者の本人確認および審査ならびに契約者の管理に関する業務
②電子記録の請求および記録に関する業務
③でんさいの口座間送金決済に関する業務
④でんさいの支払不能処分に関する業務
⑤でんさいの記録事項等の開示に関する業務
⑥その他株式会社全銀電子債権ネットワークが業務委託契約に定める業務

第４条（利用申込みの方法等）
本サービスの利用申込みは、本規定および関連規定に加え、業務規程、業務規程細則の内容を承認の上、当行所定の「利用申込書」を当行窓口に提出して申込むものとします。なお、利用申込みを受け付けた場合には、当行は、所定の審査を行います。

第５条（利用口座等）
（１）本サービスの決済用の預金口座は、当座預金とします。ただし、でんさいの期日支払など債務者利用を行わない（以下「債権者利用限定特約」といいます。）場合は、普通預金を指定することができます。なお、契約者と異なる名義の口座を指定することはできません。
（２）利用口座は、でんさいの全部が消滅したことを当行が確認した場合にのみ解約いただけます。なお、利用口座が解約された場合には、本サービスも解約されたものと見なします。

第６条（債権者利用限定特約の申込みの方法等）
契約者は、当行所定の「利用申込書」または「利用者登録事項等変更届」を当行窓口に提出することにより、債権者利用限定特約を申込むことができます。

第７条（利用契約解除等）
契約者は、当行所定の「利用者契約解約請求書」を当行窓口に提出することにより、本サービスを解約することができます。ただし、でんさいの全部が消滅したことを当行が確認した場合のみとなります。なお、未払手数料がある場合には、解約と同時に未払手数料をお支払いただきます。

第８条（当行等による利用契約解除等）
当行および株式会社全銀電子債権ネットワークは、業務規程および業務規程細則に定める利用契約の解除を行うことができるものとします。ただし、でんさいの全部が消滅したことを当行が確認した場合のみとなります。契約解除を行う場合、当行は利用契約を解除する旨の書面を契約者が予め届け出た住所へ発信します。契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により、その通知が到着しなかった時、または延着した時は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第９条（死亡した契約者の地位を承継した旨の届出等）
業務規程および業務規程細則に定める契約者の死亡により相続人等が契約者の地位を承継した場合には、相続人等の代表者が、当行所定の「相続時利用承継届」を業務規程細則で定める書類を添付して当行窓口に提出するものとします。

第１０条（債権者利用限定特約の解除）
業務規程細則に定める債務者利用停止措置の期間が経過した場合、契約者は、債権者利用限定特約の解除を申し出ることができます。この場合、契約者は、当行所定の「利用制限・制限解除請求書」を当行窓口に提出するものとします。なお、当行は所定の審査を行った上で、債権者利用限定特約の解除を行います。

第１１条（届出事項の変更等）
（１）業務規程および業務規程細則に定める契約者登録事項に変更がある場合、契約者は、当行所定の「利用者登録事項等変更届」を当行が定める確認書類を添付して提出するものとします。
（２）業務規程および業務規程細則に定める合併または会社分割により契約者の地位を承継した旨の届出は、契約者の地位を承継した者が、当行所定の「利用契約承継届」を当行が定める確認書類を添付して当行窓口に提出するものとします。

第１２条（破産手続開始等の届出等）
業務規程および業務規程細則に定める破産手続開始の決定等の事由が生じた場合、契約者またはその代理人は、遅滞なく当行にその旨の通知を書面等により行うものとします。

第１３条（電子記録の利用制限等）
業務規程および業務規程細則に定める自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限すること、または制限されている電子記録の範囲を解除することができます。この場合、契約者は、当行所定の「利用制限・制限解除請求書」を当行窓口に提出するものとします。

第１４条（電子記録の請求手続等）
（１）契約者は、発生記録、譲渡記録、支払等記録、変更記録、保証記録、分割記録等の電子記録の各請求にあたっては、「法人インターネットバンキング」等のインターネットを利用する方法または当行所定の書類を当行窓口に提出する方法により行うものとします。
（２）でんさいの当行への譲渡（当行による割引等）をしようとする場合には、当行が別に定める手続きに従い別途申込むものとします。

第１５条（電子記録の通知の方法等）
業務規程および業務規程細則に定める株式会社全銀電子債権ネットワークからの案内は、原則として、予めお届いただいたＥメールアドレス宛に電子メールを送信することで通知します。

第１６条（指定許可機能の利用）
指定許可機能を利用する場合、契約者は、当行所定の「利用申込書」または「利用者登録事項等変更届」を当行窓口に提出し、予め当行の承認を得た場合に限り利用することがでるものとします。

第１７条（債権者請求方式の利用）
債権者請求方式を利用する場合、契約者は、当行所定の「利用申込書」または「利用者登録事項等変更届」を当行窓口に提出し、予め当行の承認を得た場合に限り利用することができるものとします。

第１８条（電子記録の訂正または回復の通知方法）
契約者は、自己の請求に係る「でんさい」について、訂正または回復すべき事由があることを知った場合、直ちに当行に通知するものとします。利害関係人を有する第三者がある場合には、その全員の記名、押印のある「訂正・回復承諾書」を得ることについて協力するものとします。

第１９条（口座間送金時の資金決済）
（１）契約者は、でんさいの支払期日前日までに決済口座へ決済資金を入金するものとします。
（２）支払期日の 15 時以降に決済資金を入金した場合、決済手続は行いません。

（3）業務規程細則に定める、契約者口座からの「でんさい」金額の引落しは、同一の日に当該「でんさい」以外の引落しがある場合、その引落しの順序は当行の任意とします。

第２０条（口座間送金決済の中止の申出）

業務規程および業務規程細則に定める口座間送金決済の中止の申出は、債権者または債務者が当行所定の「口座間送金決済中止依頼書」を提出して行うものとします。この場合、当行は、処理時限や口座間送金決済の中止理由が適切であると判断した場合には、口座間送金決済の中止を行います。

第２１条（支払不能に関する異議申立）

（1）業務規程に定める第 2 号支払不能事由について、債務者が異議申立を行う場合、債務者は支払期日の前営業日の正午までに当行の窓口に「異議申立書」を提出し、併せて異議申立預託金を預け入れるものとします。
（2）第 2 号支払不能事由が不正作出である場合、債務者は、当行所定の「異議申立書（特例扱）」を提出し、異議申立預託金の預け入れの免除を申立することができるものとします。

第２２条（「でんさい」に記録されている事項の通常開示）

業務規程細則に定める「でんさい」に記録されている事項の通常開示は、利用者が「法人インターネットバンキング」を利用する方法、または当行窓口に「開示請求書（記録事項）」を提出する方法によって行うものとします。当行による開示の方法は「法人インターネットバンキング」または書面によるものとします。

第２３条（受付チャネル）

本サービスを利用する際の受付チャネルは以下のとおりです。
①法人インターネットバンキングを利用する方法
②法人インターネットバンキング以外で、インターネット等の電子媒体を利用する方法
③営業店窓口を利用する方法

第２４条（取扱日および取扱時間）

本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第２５条（手数料）

（1）契約者は、本サービスを利用するにあたり、当行に対し、以下の手数料について、当行所定の日に当行所定の金額を支払うものとします。なお、手数料は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書または小切手の提出を受けることなく、契約者が予め当行に届け出た手数料引落口座から当行が自動的に引き落す方法により支払うものとし、領収書は発行しません。
①でんさいサービス基本料（本サービス利用の対価として課金される手数料で、毎月課金されます。）
②でんさい各種記録請求手数料（発生記録、譲渡記録、分割記録、変更記録、保証記録、支払等記録等の請求を行った件数に応じて課金されます。）
③でんさい入金手数料（契約者を債権者とするでんさいの支払期日における入金の件数に応じて課金されます。）
（2）当行は、上記の手数料の金額を随時変更することがあります。
（3）本サービスの契約を解約（強制解約を含みます。）された場合でも、業務規程および業務規程細則に定める開示にかかる請求を行う場合には当行所定の金額をお支払いいただきます。

第２６条（サービス利用時の本人確認）

本サービス利用時の本人確認は、都度、以下の方法により行うものとします。
①HP を経由する場合
本サービスの利用に際し、管理者または利用者が専用画面で入力する「ID」、「暗証番号」等、本人確認に必要な情報が、予め当行が契約者に付与している「ID」ならびに事前に当行が提出を受けている「暗証番号」と一致している場合、契約者本人からのサービス利用申出であるものとして取扱います。

②法人インターネットバンキングを経由する場合
本サービスの利用に際し、管理者または利用者が法人インターネットバンキング専用画面で入力する「契約法人 ID」、「利用者 ID」、「暗証番号」等、本人確認に必要な情報が、予め当行が契約者に付与している「契約法人 ID」ならびに事前に当行が提出を受けている「利用者 ID」、「暗証番号」等と一致している場合、契約者本人からのサービス利用申出であるものとして取扱います。
③当行窓口を利用する場合
本サービスの利用に際し、提出いただく当行所定の書類に利用された印鑑・署名が、「利用申込書」または「利用者登録事項等変更届」で予め届出た印鑑・署名と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めた場合、契約者本人からのサービス利用申出であるものとして取扱います。

第２７条（免責）
（１）通信機器、電話回線、インターネットもしくはコンピューター等の障害または回線の不通等により本サービスが不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があります。それにより生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
（２）HP もしくは法人インターネットバンキングを経由して利用する場合、インターネット等の通信経路において、盗聴、不正アクセス等、当行の責めによらない事由により、「ID」、「暗証番号」等、本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
（３）契約者が当行に提出いただいた書面等の印鑑を、当行が予め届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書面または印鑑につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
（４）法令､規則等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)､当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則等の定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。
（５）当行が本規定および本サービスの内容を変更する場合でも、当行に責めがある場合を除き、当行は責任を負いません。
（６）その他、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。

第２８条（情報の利用）
当行は、本サービスによって取得した契約者の情報について、契約者に対する営業活動その他契約者との間の他の取引等のために利用できるものとします。

第２９条（規定の変更等）
当行が本規定および本サービスの内容を変更する場合は、変更日の１ケ月前までに当行 WEB サイト等の当行所定の方法により契約者に通知し、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

以上